

いて求める回答もありました。

また、地域の避難訓練に参加したことがない方が半数以上おられ、その理由として「訓練の案内（情報）がない」との回答が多くありました。

障がいの有無にかかわらず、地域住民が共生できる社会づくりを目指すため、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、ICT等を活用し情報提供を行っていく等の取り組みの強化が求められます。

### （３）就業・就労（障がいのある人の自立と社会参加の支援）

障がいの有無に関わらず、就業・就労は極めて重要です。障がい等の特性に配慮された多様な雇用形態の必要性が高まっています。

アンケートでは、障がいや病気の状態が悪いという理由等で一般就労をしていない方が多い状況ですが、就職を希望しても就業・就労につながっていない方も少なくありません。

多様なニーズに対応できる雇用の場の創出や、離職者を出さないための定着支援、また就業・就労を支える生活や医療の支援等、総合的な支援に取り組む必要があります。

### （４）療育・教育（子どもの健やかな発育のための支援）

障がい児とその家族は、地域の学校で、地域の仲間と学びたいと強く望む一方、療育・保育・教育に求める質の向上についても関心が高まっています。

アンケート結果では、「お子さんの困りごと」に対し「就園・就学に対する不安」、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や支援の場が近くにない」の回答が多くみられました。また、「保育・教育環境」では、障がいの内容・程度にあった保育・教育の充実の回答が最も多く、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等への支援の引継ぎや連携に不安を感じている方も一定数いる状況です。

地域で学び、遊び、育つ環境整備のため、きめ細かな専門性のある支援が求められています。

② 日中活動系サービス（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	日/月	1850	2162	1850	1969	1850	2009
	人/月	88	107	88	99	88	99
自立訓練 （機能訓練）	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	日/月	0	0	0	8	0	15
	人/月	0	0	0	1	0	2
就労移行支援	日/月	4	5	4	0	4	2
	人/月	1	1	1	0	1	1
就労継続支援 （A型）	日/月	750	568	750	521	750	459
	人/月	31	32	31	21	31	28
就労継続支援 （B型）	日/月	1083	1280	1083	1131	1083	1227
	人/月	67	72	67	70	67	73
療養介護	日/月	250	213	250	240	250	245
	人/月	8	8	8	8	8	8
短期入所	日/月	125	112	125	65	125	53
	人/月	8	7	8	5	8	7

生活介護については利用人数は横ばいですが、利用日数は増加しています。

就労継続支援A型は利用実績が前年度と比較して減少する見込みです。

就労継続支援B型は令和4年4月にB型事業所ヨハネファクトリーが新設されたこともあり利用希望が多く増加しています。

療養介護の利用日数は増加していますが、短期入所については、利用日数が減少しています。

③ 居住系サービス（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
共同生活援助	人/月	59	60	59	58	59	58
施設入所支援	人/月	85	84	85	85	85	85

平成28年6月に日中サービス支援型グループホームが新設されて以降、グループホームの新規設置数がなく利用者数は横ばいです。施設入所も入所者数に増減がないため横ばいで推移しています。

### 相談支援事業

相談支援事業の利用状況をみると相談件数は増加しています。要因としては、民間の相談支援事業所が5か所、公的な相談支援事業所が1か所利用できるようになり、障がいの種別に応じ、事業所を選択し相談できる体制が整ったこと、また、障がい者・児の支援の充実を図るためモニタリングの標準期間の見直しも行われたことが考えられます。

### 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業の利用状況をみると利用者数に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用者が限定されていることが考えられます。

平成25年度から、宇和島圏域の連携事業として手話奉仕員養成研修事業を開始しました。令和元年度以降、研修の受講者はいません。引き続き周知を行い受講を呼びかけます。

### 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の利用状況をみると給付件数はその年によって変動があります。日常生活用具給付件数は、「排泄管理支援用具」の給付対象者数の増減に左右されることが大きく、今後も同様に推移すると予想されます。

### 移動支援事業

移動支援事業の利用状況に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用対象者が限定されていることと、同行援護や行動援護など目的に合ったサービスがあることなどが考えられます。

### 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターのI型事業所を1か所整備していますが、センターの利用者数に伸びはありません。その要因としては、事業所や事業内容などの必要な情報が、町内の障がいのある人に浸透していないことが考えられます。

## ②任意事業

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
	回/年	96	88	47	45	48	60
日中一時支援事業	か所/年	4	4	4	3	4	4
	回/年	501	257	257	220	163	252
重度障害者自動車改造費用助成	人/年	1	2	1	2	2	1
障害者自動車免許取得助成	人/年	1	4	1	2	2	3

訪問入浴サービス事業の利用状況をみると利用回数は微増しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1人当たりの利用回数が増えたことが考えられます。

日中一時支援事業の利用状況をみると利用回数は増加しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1人あたりの利用回数が増えたことが考えられます。また、町内に日中活動の場が少ないことも増加要因として考えられます。

### (3) 児童福祉法によるサービス (月あたり)

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	日/月	75	84	75	70	75	63
	人/月	32	35	32	34	32	33
放課後等デイサービス	日/月	308	328	308	422	308	441
	人/月	46	51	46	61	46	66
障害児相談支援	人/月	17	16	17	17	17	20

児童福祉法によるサービスの利用状況をみると放課後等デイサービスの月間延べ利用人数の伸びが顕著になっています。

要因としては、行政、保育所、幼稚園、南予子ども・女性支援センター、医療機関、サービス提供事業者等の連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られたことなどが考えられます。

④相談支援（月あたり）

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人/月	58	25	58	24	58	24
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画の作成が義務付けられています。

これにより、障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方法や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスを提供することができるようになりました。

（2）地域生活支援事業

①必須事業

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
相談支援事業	か所	5	5	6	6	6	6	
	件数/年	1500	2148	2000	2339	2000	2856	
成年後見制度利用支援事業	件数/年	1	0	1	0	1	2	
意思疎通支援事業	人/年	100	81	100	87	100	83	
	手話通訳者派遣	人/年	48	52	48	38	48	40
	点訳等支援	人/年	52	29	52	49	52	43
日常生活用具給付等事業	件/年	620	571	600	269	500	260	
	介護訓練支援用具	件/年	1	6	1	0	1	1
	自立生活支援用具	件/年	3	2	3	1	3	3
	在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	3	14	3	3
	排泄管理支援用具	件/年	600	561	500	251	300	250
	住宅改修費	件/年	1	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実施	1	0	1	0	1	0	
移動支援事業	人/年	4	0	4	1	4	1	
	時間/年	40	0	60	9.5	60	5	
地域活動支援センター機能強化事業	か所/月	1	1	1	1	1	1	
	人/月	10	6	10	7	10	10	

## 2 第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績

### 成果目標（1）福祉施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

- 基本指針 ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行  
②施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

目標（基本指針）	目標値	令和5年度 実績見込み	考え方
①地域生活移行者の増加	6人	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	-1人	令和元年度末の施設入所者数から令和5年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

地域移行を推進するためには、原因を分析して計画的に地域移行への体制づくりをしなければなりません。第7期計画では関係機関と連携しながら必要な社会資源の洗い出しやネットワークの構築に取り組みながら施設入所者が地域移行できる体制整備に取り組んでいきます。

### 成果目標（2）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・追加）

- 基本指針 ・令和5年度末までの間、町内又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点には数値目標がないため、しっかりと運用状況を検証・検討する必要があります。

愛南町では、地域活動支援拠点等については、面的整備をしています。

利用者、相談支援専門員、拠点等事業所からの意見を踏まえ整備した拠点等の課題や問題点を洗い出し機能強化・充実に取り組んでいきます。

面的整備しましたが、地域生活支援拠点として機能していません。今後、相談支援事業所等関係機関と課題や問題点を整理しながら機能の充実を図り障がいがあっても地域の中で安心して暮らしていける体制整備に取り組みます。

④医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した医療的ケア児支援の場を令和5年度末までに町内又は圏域に設置（継続・追加）

医療的ケア児等を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築と資源を結びつける医療的ケア児等コーディネーターを配置することが重要になるため、その関係者で構成する地域自立支援協議会を活用した協議の場を確保しています。また、広域的に協議の必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

保健、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会子ども部会を活用して、医療的ケア児等コーディネーター\*を含めた協議の場を確保しています。今後、愛媛県医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加しコーディネーターの配置に取り組めます。

※ 医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

## 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等（新規）

基本指針 ・令和5年度末までに町内又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保

相談支援体制の充実・強化を図るため、第3次愛南町障がい者計画年度内に基幹相談支援センターの設置について検討を開始します。

相談支援体制の充実については、愛南町相談支援事業所連絡会で事例検討や利用計画の評価、スーパーバイズ\*研修会などを計画し、相談支援専門員のスキルの向上に取り組めます。

基幹相談支援センターが設置されることにより、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、児童発達支援センター、地域包括支援センターなどの公的機関で包括的な相談支援体制を確保することができます。

児童発達支援センターの設置と並行して基幹相談支援センターの設置の検討を行っています。

※ スーパーバイズ

経験の長いソーシャルワーカー（相談員）が経験の浅いソーシャルワーカーに指導、助言、援助することです。経験が長いワーカーをスーパーバイザー、浅いワーカーをスーパーバイジーと呼びます。

## 第3章 計画の課題と実績

---

### 1 計画策定にあたっての課題

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい者（児）の日常生活や社会生活の状況やニーズを把握し、愛南町の良さや強みを活かしつつ、必要なサービスを確実に提供できるサービス基盤整備を行うための目標設定を行わなければなりません。

また、目標設定については、「国の基本指針」を念頭に置きつつも、障がい者（児）の福祉の向上に向け、無理のない実現可能な計画が求められるため、アンケート調査結果や各種相談業務、窓口業務などで得られた様々な意見を勘案し、検討していく必要があります。

#### （1）生活支援（障がいのある人が地域で生活できるための支援）

障がいのある人が地域で安心して日常生活、社会生活を送ることができるよう、愛南町内の法人においては生活の基盤となる住宅を確保するためにグループホームを整備し、行政では住宅改修等による生活環境の改善に取り組んでいます。また、日常生活全般をサポートするためにヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などの事業を実施しています。

アンケートでは、現在の住まいの状況は「持ち家（親族等の持ち家を含む）」で「親と一緒に」に暮らしているが多い状況です。

一方で、施設に入所されている方に対し、今後どのように暮らしたいですかとの質問には、「施設入所を希望」されている方が半数を占めますが、「家族と一緒に暮らしたい」と在宅での生活を希望されている方も増えてきています。

また、保護者自身の高齢化等により、障がいのある人の手助けができなくなることへ不安を感じている方も全体の半数以上おり、本人が近い将来への希望をしっかりと持ち、自身が自立し、安心して生活できるような、生活環境の整備に取り組む必要があります。

#### （2）生活環境（障がいのある人が暮らしやすいまちづくり推進）

障がいのある人には、障がいの特性による障壁（バリア）があり、日常生活、社会生活の様々な場面で行動が制限され、社会参加に支障をきたしている現状があります。

アンケートでは、社会参加等について、「旅行、ドライブ等」に出かける方が増えている一方で「活動したいと思わない」、「活動したいと思えない」、「活動できる場所がない」という孤立する危険性のある人も少なからずいるというのが現状です。不満を感じている方が社会活動に参加しやすくなるには、「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」の必要性につ

(5) 権利擁護（障がいのある人の権利擁護や障がいに対する理解促進）

愛南町では、地域自立支援協議会等で、障がい者の権利擁護のための議論を行い、町内で障がいを理由とする権利侵害によって、平穏な日常生活が脅かされることのないよう、各種団体と連携しながら啓発活動を行っています。

アンケート結果では、差別を受けたり、嫌な思いをした方が全体の約30%おり、中でも外出先や職場で感じた方が多く見られます。

今後の取り組みとしては、障がい者がより安心して暮らせる地域づくりのため、権利擁護の啓発を地域全体で取り組んでいくとともに、有事の際に迅速かつ的確な対応が取れる相談体制の強化を図り、障がい者の権利侵害、虐待などの未然防止に、より一層努める必要があります。

また、障がい者の意思決定支援に関しても、検討する必要があります。

### 成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行推進（継続・新規）

#### 基本指針 【福祉施設利用者の一般就労への移行】（継続）

- ①福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②上記①のうち、就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績からの1.3倍以上増加。
- ③上記①のうち、就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- ④上記①のうち、就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とする。

#### 【職場定着率の増加】（新規）

- ⑤令和5年度において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を7割以上とする。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とする。

基本指針	目標値	令和5年度 実績見込み	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	3人	1人	令和5年度に就労移行支援事業から一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	2人	2人	上記①のうち、令和5年度に就労移行支援事業を利用する者の数
③就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者の増加	1人	0人	上記①のうち、令和5年度に就労継続支援A型事業所から一般就労する者の数
④就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者の増加	2人	0人	上記①のうち、令和5年度に就労継続支援B型事業所から一般就労する者の数
⑤就労移行支援事業等及び就労移行支援事業の利用者の増加	7割	-	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者で、就労定着支援を利用している者の割合
⑤就労定着率8割以上の就労移行支援事業所の増加	1事業所	-	就労定着率8割以上の就労定着新事業所の数

福祉施設利用者に限らず障がいのある人が一般就労するためには、就労準備から就労定着、就労後の生活支援を行う必要があります。相談支援事業所、就

## 成果目標（6）障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築（新規）

基本方針 ・ 令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みを行う体制を構築する。

障害福祉サービス等の質の向上には、サービス提供者の意識付けが大事です。相談支援専門員連絡会を通じて利用者からの意見を収集し、また、サービス提供事業者からの意見も確認し、サービスの提供内容について改善すべき点がないか検討していきます。

改善点がある場合は、サービス提供事業所とともに改善策について検討を行い、サービス等の質の向上に取り組みます。

相談支援専門員連絡会において、利用者からの意見を収集し、検討を行っています。

### 活動指標 必要量の計画（見込み）と実績

#### （1）障害福祉サービス等

サービス利用者は、令和3年度 309 人、令和4年度 293 人で、令和5年度は298 人の見込みです。（実人数／月）

#### ① 訪問系サービス（月あたり）

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
利用延時間（時間／月）	634	527	634	467	634	366	
利用者数（人／月）	47	38	47	34	47	29	
居宅介護	利用延時間	625	516	625	460	625	364
	利用者数	38	35	38	32	38	27
同行援護	利用延時間	9	11	9	7	9	2
	利用者数	3	3	3	2	3	2

訪問系サービスの利用状況をみると利用延時間、利用者数ともに減少していますが新規申請者も含め利用者一人ひとりに必要なサービスの提供はできています。

労移行支援事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター等関係機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に支援する体制づくりに取り組みます。

#### 成果目標（４）障害児通所支援等の地域支援体制の整備（継続・追加）

##### 基本指針 ①令和５年度末までに児童発達支援センターを１か所設置

発達障がい児への支援を総合的に行う児童発達支援センターの計画年度内設置に向けてワーキンググループを設置して検討しています。

聴覚障がい児の支援に当たっては、宇和特別支援学校、医療機関等と包括的な支援体制構築に取り組みます。

児童発達支援センター設置に向けワーキンググループで協議をしていますが、令和５年度末の設置とはなりませんでした。引き続き協議を進め、計画年度内の児童発達支援センター設置を目指します。

##### ②令和５年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続）

児童発達支援センターで事業がスムーズに実施できるよう児童発達支援事業所、保育所、教育など関係機関が協力して保育所等訪問支援体制づくりに取り組みます。

また、相談支援専門員と協力して保護者への制度周知を行います。

児童発達支援センターの設置検討と並行して事業の実施に向けて協議を進めていきます。

##### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所確保（継続）

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児（者）を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児の自立に向けたサポートができる事業所の確保を行います。

毎週木曜日に一本松支所で南愛媛療育センターが巡回して重症心身障がい児（者）を対象とした事業を実施しています。今後も定期的にサービスが提供できるよう取り組んでいきます。